

令和 6 年度

市民税・県民税 特別徴収のしおり

日頃から個人住民税（市民税・県民税）の特別徴収事務にご協力いただき誠にありがとうございます。
この「特別徴収のしおり」は、特別徴収の事務手続きについてまとめたものです。
ご一読いただき、特別徴収の事務を円滑に進められるよう、ご活用ください。

－ 目 次 －

1	市・県民税の特別徴収について	・・・ P. 1
2	異動届の提出について	・・・ P. 2
	異動届の記載例 1（普通徴収へ切り替え）	・・・ P. 3
	異動届の記載例 2（退職後一括徴収）	・・・ P. 3
	異動届の記載例 3（転勤後特別徴収継続）	・・・ P. 4
	異動届の記載例 4（特別徴収へ切り替え）	・・・ P. 4
3	退職所得にかかる市・県民税の特別徴収について	・・・ P. 5
4	市・県民税の算出について	・・・ P. 7
5	事業所の名称等の変更について	・・・ P. 7
6	前年度からの主な変更点について	・・・ P. 7

<届出様式> ※各様式はコピーしてご利用ください。

- ・ 給与所得者異動届出書
- ・ 法人等の異動・変更届出書
- ・ 郵便局の指定について

届出様式は相馬市ホームページ

からダウンロードできます

① ホームページ

ホーム → くらし・手続き → 申請書ダウンロード
→ 市県民税特別徴収の届け出

② ダウンロード可能な様式

- ・ 給与所得者異動届出書
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・ 納期の特例に関する申請書
- ・ 納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

市県民税特別徴収の届け出



<問い合わせ先>

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬市 総務部 税務課 市民税係

電話 (0244) 37-2127 (直通)

FAX (0244) 35-4196

1 市・県民税の特別徴収について

[1] 特別徴収とは

個人住民税（市・県民税）の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入する制度です。

給与所得者の個人住民税特別徴収



[2] 納税義務者への通知書の交付について

緑色の特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は各納税義務者に次の給料日まで必ず交付してください。

退職等により納税義務者本人に交付できない場合は、異動届出書と一緒に返送してください。（令和6年5月27日（月）必着）

[3] 特別徴収税額の納入について

青色の特別徴収税額の決定通知書に記載された税額を6月から翌年5月までの12か月で、特別徴収した翌月の10日までに別添納入書により納入ください。

特別徴収税額を通知した後に、税額の変更等があった場合、相馬市から税額変更通知書を送付（毎月16日頃）いたしますが、改めて納入書は送付いたしませんので、以下の記載例を参考に納入金額を変更して納入ください。

記載例		福島県 相馬市 個人住民税 領収証書		福島県 相馬市 個人住民税 納入書		福島県 相馬市 個人住民税 納入済通知書	
記号		市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード	
02100-1-960036		072095		072095		072095	
加入者名		加入者名		加入者名		加入者名	
福島県相馬市会計管理者		福島県相馬市会計管理者		福島県相馬市会計管理者		福島県相馬市会計管理者	
指定番号		指定番号		指定番号		指定番号	
0433136		0433136		0433136		0433136	
納入金額(1)		納入金額(1)		納入金額(1)		納入金額(1)	
96,000		96,000		96,000		96,000	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	
納期		納期		納期		納期	
令和6年11月10日		令和6年11月10日		令和6年11月10日		令和6年11月10日	
取りまとめ期		取りまとめ期		取りまとめ期		取りまとめ期	
相馬貯金事務センター		相馬貯金事務センター		相馬貯金事務センター		相馬貯金事務センター	
住所 〒976-0042		住所 〒976-0042		住所 〒976-0042		住所 〒976-0042	
所在地 相馬市中村字北町63番地の3		所在地 相馬市中村字北町63番地の3		所在地 相馬市中村字北町63番地の3		所在地 相馬市中村字北町63番地の3	
氏名 相馬物産株式会社		氏名 相馬物産株式会社		氏名 相馬物産株式会社		氏名 相馬物産株式会社	
領収日付印		領収日付印		領収日付印		領収日付印	
納入者印		納入者印		納入者印		納入者印	

※納入金額（1）の金額に変更があった場合は、二重線にて抹消し、納入金額（2）の欄に給与分、退職所得分、合計額を記入してください。

《記入上のお願い》

（記入例） 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

※マークは記入しないで下さい。

（悪い例）

- 大きすぎない
- はみ出さない
- 小さすぎない
- 続けない
- 飾らない

（良い例）

OCR標準手書文字（参考）

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 -

[4] 納入場所について

- 東邦銀行 ○七十七銀行 ○福島銀行 ○大東銀行 ○相双五城信用組合 ○あぶくま信用金庫
- ふくしま未来農業協同組合 ○東北労働金庫 ○相馬市役所会計課 ○相馬市各出張所
- 相馬双葉漁業協同組合本所（令和6年7月1日から福島県信用漁業協同組合連合会 相馬営業店に名称変更）

※上記金融機関がない場合：最寄りのゆうちょ銀行

※銀行振込の場合：東邦銀行 相馬支店
普通口座 244
相馬市会計管理者

[5] 納期の特例について

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年 2 回（12 月と翌 6 月）に分けて納入することができる制度です。

2 異動届の提出について

退職、転勤（転職）、休職、死亡等の異動があった場合、「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」をいいます。）に必要事項を記載し、従業員の異動があった日の翌月 10 日までに提出ください。

異動届出書の内容に記入漏れや誤り、提出の漏れや遅れがありますと、貴事業所の納入額に差異が生じ、過不足額の照会や督促状の発布等を行うこととなりますのでご注意ください。

また、退職等した従業員に対して、一度に多額の市・県民税の納付義務が生じる恐れがありますので、速やかに異動届出書をご提出ください。

[1] 退職・休職等の異動があったとき

退職等により異動があった場合は、給与の支払いをしなくなった日の翌月から徴収の義務がなくなり、残額の市・県民税は普通徴収に切り替え、納入書により本人に納付していただくこととなります。（記載例 1）

ただし、12 月 31 日までに退職される方について、本人の申し出があった場合は、未徴収税額を最後の給与等から一括徴収して納入ください。（記載例 2）

なお、1 月 1 日以降に退職される方については、本人の申し出がなくても一括徴収が義務づけられています。

[2] 転勤等の異動があったとき

転勤等により特別徴収を行う事業所が変更となる場合は、新たに特別徴収を行う事業所を經由して異動届出書を提出してください。（記載例 3）

なお、新勤務先に月割額や徴収開始月等をご連絡いただいたうえ、異動届出書をご提出ください。

[3] 入社等の異動があったとき

入社等により新たに特別徴収が開始となる場合は、未納の普通徴収分のうち、納期が到来していない税額について特別徴収へ切り替えることができます。（記載例 4）

なお、二重納付防止のため、未使用の普通徴収の納付書を異動届出書に添付してご提出ください。

なお、異動届出書等の様式については、本しおりからコピーして利用いただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

記載例1 普通徴収へ切り替え

令和6年度 給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書
 特別徴収

相馬市長殿		所在地		〒976-8601 相馬市中村字北町63-3		指定番号	111111
令和6年9月30日提出		フリガナ		ソウマブッサン		宛名番号	111111
給与支払者 特別徴収義務者		氏名又は名称		相馬物産(株)		連担当 連絡先者	所属 氏名 電話 内線
個人番号又は法人番号		111111111111111111		111111111111111111		111111 2222	
給与 受給者	フリガナ	ソウマタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
氏名	相馬 太郎		120,000	6月	10月	R6年	1
生年月日	T.S.H 5年5月5日		40,000	9月	5月	9月	30日
個人番号	111111111111111111		円	異動の事由		1. 退職 2. 退職後 3. 退職後 4. 退職後 5. 退職後 6. 退職後 7. 退職後	
受給者番号	1111111111		円	異動後の未徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課		円	異動後の住所		福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所3階 総務課	
異動後の住所	〒999-9999 050-0000-0000		円	異動の事由		1. 退職 2. 退職後 3. 退職後 4. 退職後 5. 退職後 6. 退職後 7. 退職後	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 _____

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) _____

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由: 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月 _____ 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円

左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由: 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

適用欄

記載例2 退職後一括徴収

令和6年度 給与支払報告書 にかかる給与所得者異動届出書
 特別徴収

相馬市長殿		所在地		〒976-8601 相馬市中村字北町63-3		指定番号	111111
令和6年12月10日提出		フリガナ		ソウマブッサン		宛名番号	111111
給与支払者 特別徴収義務者		氏名又は名称		相馬物産(株)		連担当 連絡先者	所属 氏名 電話 内線
個人番号又は法人番号		111111111111111111		111111111111111111		111111 2222	
給与 受給者	フリガナ	ソウマタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
氏名	相馬 太郎		120,000	6月	12月	R6年	1
生年月日	T.S.H 5年5月5日		60,000	11月	5月	12月	1日
個人番号	111111111111111111		円	異動の事由		1. 退職 2. 退職後 3. 退職後 4. 退職後 5. 退職後 6. 退職後 7. 退職後	
受給者番号	1111111111		円	異動後の未徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課		円	異動後の住所		福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所3階 総務課	
異動後の住所	〒999-9999 050-0000-0000		円	異動の事由		1. 退職 2. 退職後 3. 退職後 4. 退職後 5. 退職後 6. 退職後 7. 退職後	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 _____

納入書の要否 (新規の場合のみ記載) _____

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由: 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月 _____ 日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円

左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由: 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

適用欄

記載例3 転勤後特別徴収継続

令和6年度 給与支払報告書 にかかるとる給与所得者異動届出書

相馬市長殿 令和6年11月1日提出	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3	指定番号 111111
フリガナ ソウマツサン	宛名番号 111111	所属 税務課
氏名又は名称 相馬物産(株)	連担当先者 氏名 相馬	氏名 相馬
個人番号又は法人番号 111111111111111111	電話 0244-55-5555 内線 2222	電話 0244-55-5555 内線 2222
フリガナ ソウマタロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 60,000
氏名 相馬 太郎	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 60,000	異動年月日 R6年11月10日
生年月日 T.S.H 5年5月5日	異動の事由 2 退職・長 3 退職・少 4 退職・併 5 退職・支 6 退職・合 7 退職・子 事由・理由	異動後の未徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人納付)
個人番号 111111111111111111	受給者番号 1111111111	異動後の住所 〒999-9999 050-0000-0000

1. 特別徴収継続の場合

指定番号 222222	所在地 〒979-9999 相馬市中村字北町63-3	法人番号 2222222222222222	新しい勤務先へは、月割額 60,000 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ イソベショウジ	氏名又は名称 磯部商事(有)	電話 0244-12-1212 内線 5555	受給者番号 555555555
氏名又は名称	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 必要 2 不要

2. 一括徴収の場合

理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

3. 普通徴収の場合

理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収
3. 死亡による退職であるため

納税義務者が転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を経由して提出ください。
また、月割額や徴収開始月等を新しい勤務先へ「申し送り」ください。

記載例4 特別徴収へ切り替え

令和6年度 給与支払報告書 にかかるとる給与所得者異動届出書

相馬市長殿 令和6年8月1日提出	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3	指定番号 111111
フリガナ ソウマツサン	宛名番号 111111	所属 税務課
氏名又は名称 相馬物産(株)	連担当先者 氏名 相馬	氏名 相馬
個人番号又は法人番号 111111111111111111	電話 0244-55-5555 内線 2222	電話 0244-55-5555 内線 2222
フリガナ ソウマタロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 30,000
氏名 相馬 太郎	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 90,000	異動年月日 R6年7月31日
生年月日 T.S.H 5年5月5日	異動の事由 7 退職・長 8 退職・少 9 退職・併 10 退職・支 11 退職・合 12 退職・子 事由・理由	異動後の未徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収(本人納付)
個人番号 111111111111111111	受給者番号 1111111111	異動後の住所 〒999-9999 050-0000-0000

1. 特別徴収継続の場合

指定番号 222222	所在地 〒	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	氏名又は名称	電話	受給者番号
氏名又は名称	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 必要 2 不要

2. 一括徴収の場合

理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月
月 日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)
円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

適用欄
普通徴収の未使用の納付書2~4期分を同封いたします。
8月分以降特別徴収でお願いします。

<計算例>

勤続年数 33 年、退職金額 22,000,031 円の退職金の支払を受けた場合

①退職所得控除額の計算

$$8,000,000 \text{ 円} + [700,000 \text{ 円} \times (33 \text{ 年} - 20 \text{ 年})] = 17,100,000 \text{ 円}$$

②退職所得の金額

$$(22,000,031 \text{ 円} - 17,100,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 24,500,016 \text{ 円} \cdots 2,450,000 \text{ 円 (1,000 円未満の端数切り捨て)}$$

③退職所得にかかる住民税額

$$\text{市民税} \cdots 2,450,000 \text{ 円} \times 6\% = 147,000 \text{ 円}$$

$$\text{県民税} \cdots 2,450,000 \text{ 円} \times 4\% = 98,000 \text{ 円}$$

$$\text{市・県民税} = 147,000 \text{ 円} + 98,000 \text{ 円} = \underline{245,000 \text{ 円}}$$

[5] 特別徴収票の提出

納入内容を確認するため、所得税の退職所得の源泉徴収票と複写になっている特別徴収票を、1部相馬市税務課へご提出ください。

所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
4年	1,600	2,600	26年	12,200	13,200
5年	2,000	3,000	27年	12,900	13,900
6年	2,400	3,400	28年	13,600	14,600
7年	2,800	3,800	29年	14,300	15,300
8年	3,200	4,200	30年	15,000	16,000
9年	3,600	4,600	31年	15,700	16,700
10年	4,000	5,000	32年	16,400	17,400
11年	4,400	5,400	33年	17,100	18,100
12年	4,800	5,800	34年	17,800	18,800
13年	5,200	6,200	35年	18,500	19,500
14年	5,600	6,600	36年	19,200	20,200
15年	6,000	7,000	37年	19,900	20,900
16年	6,400	7,400	38年	20,600	21,600
17年	6,800	7,800	39年	21,300	22,300
18年	7,200	8,200	40年	22,000	23,000
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

4 市・県民税の算出について

市・県民税は均等割額と所得割額の合計により算出されます。

詳しい算出方法等は相馬市ホームページで確認できます。

[1] 均等割額

市民税	県民税	森林環境税（国税）
3,000 円	2,000 円	1,000 円

※県民税均等割額のうち、1,000 円は福島県森林環境税として森林環境保全のために使われます。

※森林環境税（国税）は、令和 6 年度より課税されます。詳細は 6 [1] のとおり。

[2] 所得割額

市民税	県民税
6 %	4 %

※分離課税による譲渡所得等については税率が異なります。

個人市民税（納税義務者と課税内容）



5 事業所の名称等の変更について

事業所の名称や所在地、特別徴収関係書類送付先等に変更があった場合は、速やかに「法人等の異動・変更届出書」をご提出ください。

6 前年度からの主な変更点について

税制改正等により、以下の変更がありましたのでご確認ください。

[1] 国税による森林環境税の課税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。均等割の枠組みを用いて、1 人年額 1,000 円を国の代わりに市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

[2] 特別徴収税額通知の電子化

eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者は、個々の納税義務者に対し、特別徴収税額通知（納税義務者用）を電磁的方法（社内システム、メール等）で提供することができるようになりました。

[3] 個人住民税の定額減税

物価高による国民負担を緩和するため、令和 6 年度の住民税所得割額において以下の通り定額減税を行うものです。

1. 本人…1 万円
2. 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）…1 人につき 1 万円

※納税者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下の場合に限ります。

※均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

法人等の 異動 変更 届出書

 受付印	課長 主幹 課長補佐 係長 課員			
	※ 処理 事項		法人番号	指定番号
年 月 日 相馬市長様	本店所在地	〒		
	法人名			
	代表者氏名・印	⑩		

下記のとおり 異動・変更 したのでお届けします。

実際の異動 変更年月日	年 月 日	※登記が必要と なる場合	異 動 変 更 の 登 記 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本店・市内事業所	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	〒	〒	
	電 話 番 号	()	()	
代 表 者	役 職 名			
	フリガナ			
	氏 名			
資 本 又 は 出 資 の 金 額		円		円
事 業 年 度	(自) ~ (至)		(自) ~ (至)	
	月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日	
書 類 等 送 付 先				
備 考				

○ 添付書類 1. 定款・規約等の写し 2. 登記簿謄本の写し

※注意 1. 登記を必要としない異動・変更については、登記簿謄本の添付は必要ありません。
2. 変更事項のみ該当する欄に記入してください。

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」を利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際その郵便局に提出して下さい。

(前年度利用の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません)
なお指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当市宛にお送り下さい。

令和 年 月 日

郵便局長様

福島県相馬市長 立谷 秀清



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたから通知します。

認可又は承認番号

口座番号

02100-1-960036

加入者名

福島県相馬市会計管理者

取まとめ局

仙台貯金事務センター

郵便局提出用

令和 年 月 日

相馬市長様

特別徴収義務者

所在地

名称印

指定番号

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を市県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	郵便局

相馬市提出用